

令和3年2月15日

保護者 様

野田市立山崎小学校
校長 渡邊 清計

児童虐待防止の対応について

日頃より本校教育活動にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
本校では、千葉県「児童虐待対応の手引き」や市「学校における虐待対応の流れ」
などをもとに、児童虐待防止の取組を実施してきました。

つきましては、今後も、児童虐待防止法に基づき、下記の点を踏まえた児童虐待防
止の対応についてご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、本校では先日も同様な文書を配布いたしましたが、この文書による対応につ
いては野田市内全小・中学校、幼稚園共通のものであります。

記

1 お願い

- (1) 野田市立小学校、中学校、幼稚園では、児童虐待防止法に基づき、虐待を受け
たと思われる児童・生徒を発見した場合、躊躇なく児童相談所等に報告いたし
ます。このことは、法により定められた、教職員に課せられた責務ですので、
ご理解いただきますようお願いいたします。
- (2) 欠席時には必ず学校へ連絡（欠席届や電話連絡など）をお願いします。
- (3) 原則3日連続で欠席した場合は、担任が家庭訪問をさせていただきます。
- (4) 理由を問わず、1週間連続欠席など本人の安全確認ができない場合は、学校よ
り関係機関へ報告します。その際、市や県の職員が家庭訪問し、お子さんの状
態を確認することがあります。
- (5) 校外での怪我等にできた痣や傷につきましては、お手数でも学校に連絡をお願
いします。
- (6) 近隣等で虐待が疑われる事案が発生した時には、関係機関に通告をお願いしま
す。【全国共通3桁ダイヤル「189」・・・児童相談所につながります
もしくは野田市役所児童家庭課 7125-1111（代表）】